

## 1 通級による指導とは

通常の学級に在籍しているが、障害に基づく学習上、または生活上の困難の改善・克服に必要な特別な指導を特別な場(通級指導教室)で行う教育形態のことを通級による指導と言います。

特別支援学習指導要領の自立活動に相当する指導を行っています。

